

# 京都府キャリア形成卒前支援プラン及び 京都府キャリア形成プログラムについて ＜自治医科大学版＞

京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム（以下「京都府キャリア形成プログラム等」という。）は、自治医科大学に入学した学生及び医師を対象とし、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資すること」及び「医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ること」を目的として、京都府が策定する計画です。

自治医科大学を志願する者は、本資料を必ずよく読んだ上で、志願してください。

＜本件に係る問合せ先＞

京都府 健康福祉部 医療課 医療人材確保係

電話：075-414-4716 （受付時間は、平日 9 時から 17 時まで（12 時～13 時を除く。））

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）により、医師が不足している地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保と当該地域における医師確保の両立を目的に、京都府において京都府キャリア形成プログラム等を策定することが医療法上、位置付けられました。

京都府キャリア形成プログラム等については「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成 30 年 7 月 25 日付け医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知）に基づき下記のとおり定め、運用します。

## 記

### 1 対象者

- ア キャリア形成卒前支援プラン → 自治医科大学の学生
- イ キャリア形成プログラム → 自治医科大学を卒業した医師

- ・ キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和 5 年度以降に自治医科大学の医学部医学科に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用するよう努めるものとする。
- ・ 都道府県は、自治医科大学を卒業した医師に対して、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。ただし、自治医科大学を卒業した医師については、令和元年度以降に同大学に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

（キャリア形成プログラム運用指針より）

## 2 対象期間

- ア キャリア形成卒前支援プラン → 自治医科大学に籍を有する期間  
イ キャリア形成プログラム → 上記期間×1.5倍の期間

## 3 京都府キャリア形成プログラム等の基本的な考え方

キャリア形成卒前支援プランは、大学医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図ることを目的としています。

また、キャリア形成プログラムにより、京都府内の公的病院において地域医療に携わるとともに、医療・医学のリーダーとして活躍できる人材を、大学入学時から15年間以上一貫した卒前卒後教育によって育成します。

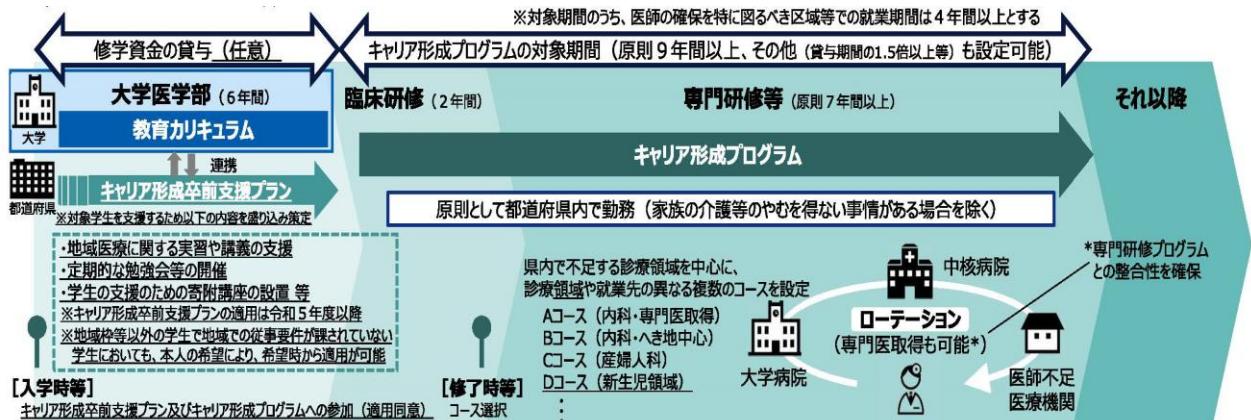
臨床研修は、京都府立医科大学附属北部医療センターで実施します。

卒後3年目以降については、京都府立医科大学附属病院において、新専門医制度による専門研修プログラムを考慮しながらキャリア形成を支援します。

<参考：キャリア形成プログラム等に基づくキャリア形成のイメージ>

※出典：厚生労働省

(令和3年度第2回医療政策研修会第2回地域医療構想アドバイザーミーティング資料から抜粋)



## <卒後のキャリアについて>

以下の①特定診療科コース又は②特定地域コースの2コースから、1コースを選択していただきます。いずれのコースにおいても、前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格(※)の取得を可能とし、後期派遣では、医師が特に不足している医療機関に派遣されることとなります。

※ 専門研修プログラムの期間が4年を超える場合、不足する年月分に猶予期間を充当することで専門医資格の取得が可能となるが、その分、義務年限が延長されます。

(ただし、後期派遣の医療機関で専門研修プログラムが実施できる場合は、この限りではない。)

## ① 特定診療科コース

### <概要>

前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格の取得を可能とし、後期派遣では、専攻した特定診療科において京都府が指定する医療機関に派遣

### <特定診療科>

内科、総合診療科、救急科、小児科、産婦人科、外科、整形外科

区分	臨床研修	前期派遣及び後期研修				後期派遣			
		専門研修							
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定診療科	北部医療C	専攻した診療科の専門研修プログラムの連携施設		医大	京都府が指定する医療機関に派遣（★） ※専攻した診療科として従事すること。				

## ② 特定地域コース

### <概要>

前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格の取得を可能とし、後期派遣では、京都府が指定する医療機関で、原則、専攻した診療科として従事するが、専攻した診療科がなければ、総合内科として従事

区分	臨床研修	前期派遣及び後期研修						後期派遣		
		専門研修								
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
診療科を問わない	北部医療C	専攻した診療科の専門研修プログラムの連携施設		医大	京都府が指定する医療機関に派遣（★） ※原則、専攻した診療科として従事することとするが、京都府が指定する医療機関に専攻した診療科がない場合は、総合内科として従事すること。					

★：後期派遣先の医療機関の決定に当たっては、そのときの本人の希望、大学の医師の配置状況（他の地域卒医師・自治医科大学卒医師・専攻医の配置状況等）、市町村からの要望等、様々な要因を総合的に勘案して、決定することになります。（令和4年4月1日現在、特に京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院及び国保京丹波町病院を想定）

## 4 京都府キャリア形成プログラム等の適用

### (1) コース選択等について

対象医師は、臨床研修2年次（専攻医登録前）に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコース（①特定診療科コース又は②特定地域コースのいずれか1コース）を選択します。

## **(2) コース選択後の変更について**

コースの選択後に異なるコースへの変更を希望する場合は、京都府への申請に基づき、知事が理由を適當と認める場合のみ、適用されるコースの変更を認めることとします。

## **5 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について**

対象医師が派遣される地域医療機関等は、対象医師に適用されるコースの中で、本人の希望を踏まえた上で、京都府医療対策協議会において協議し、大学等の協力を得て決定されます。

## **6 対象期間の一時中断**

卒業医師に個人的事情（出産、育児等のライフイベントや、キャリア形成上の希望）が生じた場合は、当該医師から理由書の提出を求め、当該事情を尊重しつつ、北部地域の医師の配置状況、他の卒業医師との取扱いの均衡等を総合的に勘案したうえで、知事が特に必要と認めるときは義務年限を一時中断できるものとします。

## **7 キャリア形成プログラムの中止（離脱）について**

中止（離脱）は原則認められません。

## **8 その他**

- (1) ここに定める京都府キャリア形成プログラム等に関する事項については、必要に応じ見直しを行います。
- (2) ここに定める京都府キャリア形成プログラム等に関する事項以外の事項については、知事が別途定めることとします。
- (3) 京都府キャリア形成プログラム等の適用等、必要な手続に関する様式は、別途定めることとします。